

総務文教常任委員会記録

令和5年5月17日

【開催日】 令和5年5月17日（水）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前11時～午後0時10分

【出席委員】

委員長	笹木慶之	副委員長	宮本政志
委員	伊場勇	委員	岡山明
委員	古豊和恵	委員	前田浩司

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	高松秀樹		
----	------	--	--

【執行部出席者】

副市長	古川博三	協創部長	篠原正裕
協創部次長兼市民活動推進課課長	河上雄治	シティセールス課長	村田浩
シティセールス課主幹	池田哲也	総務部長	辻村征宏
総務部次長	古屋憲太郎	税務課長	大井康司
税務課課長補佐	桑原睦	税務課収納係長	永谷真史
税務課収納係主任	村田直美	税務課市民税係長	山根和之
税務課固定資産税係長	光永正志		

【事務局出席者】

事務局長	河口修司	議事係長	山田寿実子
------	------	------	-------

【審査内容】

- 1 議案第34号 山陽小野田市きらら交流館条例の制定について
- 2 承認第2号 山陽小野田市税条例の一部改正に関する専決処分について
- 3 承認第3号 山陽小野田市都市計画税条例の一部改正に関する専決処分について

午前11時 開会

笹木慶之委員長　ただいまから総務文教常任委員会を開催いたします。本日の審査日程については、お手元に配付してあります。まず議案第34号山陽小野田市きらら交流館条例の制定について審査を行います。それでは執行部からの説明を求めます。

村田シテイセールス課長　議案34号の山陽小野田市きらら交流館条例の制定について御説明いたします。まず資料の確認ですが、「きらら交流館に係る基本計画（概要版）」と新たに制定する山陽小野田市きらら交流館条例と現行の山陽小野田市宿泊研修施設きらら交流館条例の比較表をお配りしています。参考に御覧ください。説明は議案の条例案に沿って御説明いたします。それでは、条例案の1ページ目を御覧ください。きらら交流館につきましては、これまで老朽化への対応を含め、今後の施設の在り方を検討してきており、令和3年9月に「きらら交流館に係る基本計画」を策定し、きらら交流館の改修及び改修後の指定管理者による施設運営を方向づけました。指定管理者制度の導入に当たりましては、設計段階から、指定管理者の運営や維持管理のノウハウを取り入れ、施設としての機能を十分に発揮させることを目的として本施設の改修設計に先立って募集・選定する「先行公募」を実施することとしております。指定管理候補者の先行公募を実施するには、地方自治法第244条の2の規定に基づき、その根拠となる公の施設の設置目的を定めた条例の制定が必要となります。このため、新しい施設の設置目的等を定めた「山陽小野田市きらら交流館設置条例」を制定するものです。それでは、本条例の概要について御説明いたします。まず、第1条の設置につきましては、施設の目的を交流人口の拡大、市民の福祉の向上、地域の賑わいの創出としております。次に、第2条の名称につきましては、現行の施設名称は「山陽小野田市宿泊研修施設きらら交流館」ですが、新施設は「山陽小野田市きらら交流館」としております。次に第4条、事業につきましては、新たな施設が行う事業を定めております。公衆浴場、地域の産物等の販売、飲食物の提供、観光その他地域情報の発信、健康

づくりの推進、各種イベントその他の交流事業の開催、地域資源との連携などを掲げております。次に、4ページ目、5ページ目をお開きください。附則につきまして御説明いたします。附則第1項として、施行期日を規定しています。リニューアルオープンを令和9年1月に予定していることから、施行期日は、公布の日から起算して4年を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしております。本来ならば施設の詳細が明らかになった後に条例を制定しますが、指定管理候補者を先行公募するため、先に条例制定が必要になりますので、「4年を超えない範囲内」としてしております。次に、附則第2項に準備行為として、この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行期日前においても行うことができるとしております。この準備行為によって、指定管理候補者の先行公募を行うことができることとなります。次に、附則第3項として、現行の山陽小野田市宿泊研修施設きらら交流館条例の廃止を規定しております。廃止日は、新しい施設の条例の施行に伴って同時に廃止となります。最後になりますが、本条例は、「きらら交流館に係る基本計画」に基づいて策定しています。基本設計・実施設計を行う前に定める条例となりますので、先行公募した指定管理候補者の提案を受ける部分につきまして、提案内容によっては条例の改正が生じる可能性があります。この際には全ての内容が決定した段階で条例改正を行いたいと考えております。説明は以上です。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

笹木慶之委員長 執行部からの説明が終わりました。それでは委員から質問を受けたいと思います。

伊場勇委員 この提案内容で、この条例がまた変わる可能性があるということですね。まずカラー刷りで頂いた資料の方針のところ、半分から下のところですね。主なターゲットと書いてありますが、このファミリー層・市民で30分圏内の方を主なターゲットとしてといった方針は、基本的にはそれで先行公募を行うということですね。ここはもう変わらないと

ということですか。その確認だけお願いします。

村田シティセールス課長 議員がおっしゃられるとおり、基本計画をまず策定いたしまして、その基本計画を基に条例を策定いたしました。それを基に今度は指定管理の指定管理者の募集要項等を策定いたしますので基本は、この基本計画を基に募集していくこととなります。

伊場勇委員 もう一つ確認ですが、その上の課題の赤字になっているところ、市のまちづくりの課題解決に波及させることが必要であって、施設の魅力向上と経営の効率化を図ることが必要であるから、この度6億4,000万円ぐらいかけてやると。ここはもう大元の基本計画であるから、ここは変わらずに、これを基準に公募を行うということでもいいんですね。

村田シティセールス課長 議員のおっしゃるとおりでございます。

伊場勇委員 では条例のほうに移りますが、第1条のところでは、宿泊施設と生涯学習機能というのが、明文化されずに幅広い設置目的になっていると感じております。この市民の福祉の向上と地域のにぎわいの創出というのは、どういったことを市として考えられて、この条例文にしたのかということを説明できますか。

村田シティセールス課長 この第1条ですが、施設に期待が大きくて、いろいろな規定がございます。大きく二つに分けて、交流人口の増加、観光ということと、あと周辺住民の交流とか健康づくりといった2本立てと考えております。そのうち、周辺の住民の対象とした事業につきましては、これまでのきらら交流館の事業におきましても、入浴とか食事の利用が大きくて、周辺の方が足を運んでいただけるという施設になっておりましたので、それを踏襲しつつ、周辺の人に来ていただいてゆっくりしていただくというようなコンセプトで考えております。例えば、お

茶とか食事とかをしながら休憩していただくとか、そういったにぎわいができるような施設にしたいと考えております。

宮本政志副委員長 先ほどの説明で、リニューアルオープンが令和9年1月ですよね。今が令和5年で、4年弱も先のオープンで、なぜ今この改正をしないといけないかということさらっと説明されました。何かとても時期が早いと思うんですけど、もう少し詳しく、なぜ今なのかというのを説明してもらっていいですか。

村田シティセールス課長 大きな理由といたしましては、今回先行公募を行うと。普通は、施設が完成したときに指定管理者の公募を行うんですが、今回は先行して公募を行うということにしております。その理由といたしましては、飲食スペースとか販売スペースとかといった、施設と核となる部分の企画運営を指定管理者に行っていただくんですが、一緒に提案スペースの部分も考えていただくと。それによって利用しやすい施設になって収益が上がるという目的で先行公募をして、基本設計、実施設計に指定管理者の御意見を頂いて、一緒につくり上げていくということがありますので、少し期間が長くなっております。

宮本政志副委員長 それは担当課のほうで、過去の事例から、少し期間を早めにしておいて、期間に余裕があったほうがいいからということだと思いますが、その辺りが分かりにくいんですよ。確かに先行公募するのに、早めに出したほうがいいだろうというのは分かるんだけど、それだけでは分かりにくいですよ。なぜ今回出てきたのか、もう少し先でもよかったんじゃないかというのがあったんで、その辺りをもう少しお聞きしたいんです。

古川副市長 令和9年1月というのは、今、シティセールス課長が言ったとおりで、そのためには先行公募が必要という流れでございます。なぜ条例の改正が必要かといいますと、そういう先行公募をするにおきましても、

根拠となる条例がいます。今の宿泊施設を定めた、きらら交流館条例ではその根拠になりません。したがって、このたび、新たにこの条例を定めることによって、シティセールス課長が申しましたような行動に移れるということでございます。副委員長が言われるように、少し早いですけど、リニューアルの期間がそのくらいかかりますので、このたび条例改正で提案させていただいているということでございます。

宮本政志副委員長 宿泊研修施設ということで、次にお聞きしたいのが、一番表の概要版、その次のページに、きらら交流館条例と宿泊研修施設きらら交流館条例と二つ載っていますよね。これでいくと、左の交流館条例は今の担当課で、右の宿泊研修施設に関しては教育委員会という形で列記してあります。まずその所管がそれぞれ教育委員会と担当課ということを確認したいんですけど。

村田シティセールス課長 現行の条例につきましては社会教育課が管轄いたしまして、新しい条例につきましてはシティセールス課で管轄いたします。

宮本政志副委員長 その辺をもう少しお聞きしたいです。そうすると、この宿泊研修施設でいくと、例えば、青年の家や旧公民館、社会教育課の考え方としては、全てシティセールス課のほうでということですか。全部やるということでしょうか。

村田シティセールス課長 条例の流れを説明いたしますと、施行日を規則で定める日としております。これが、新施設の開館日を予定しております。それまでは、新しい条例は制定してはいますが、施行はしていないという状況でございます。ですから、施行までは、現行の条例がずっと生きています。施行日と同時に、古い条例は廃止となりますので、それまでは社会教育課が施設等を管理していくという状況になります。施行日以降は、今度新しい施設として、シティセールス課が管轄して事業を行っていくという流れになります。

古豊和恵委員 先ほど、利用者の方は大体30分圏内と言われましたよね。そうすると、宇部市内など大体30分圏内を利用者として、どのぐらいの人数かというのは把握されているんですか。地域の方たちはかなり少ないし高齢化も進んでいますよね。そうすると、車で30分圏内で、足を運んでいただける方は、どのぐらいの人数を想定されているのかお聞きしたいです。

村田シティセールス課長 きらら交流館の基本計画を見ていただきたいんですが、右側の上のところに事業環境というところがございます。概要版のカラーのものです。そこに商圈として、きらら交流館から車で30分圏の人口は約20.5万人です。60分圏の人口が約78.8万人と記載があり、これは山陽小野田市と宇部市、ほかの市も含まれていると思います。ですから30分圏内の人口で20.5万人を対象としているということなんです。

古豊和恵委員 これは4年後に開館した時点での人数でよろしいんですかね。

村田シティセールス課長 この基本計画を策定した時点での人口になるかと思えます。

岡山明委員 先ほど副委員長のほうから話出ましたが、今この時期に制定についてということで一番最後のページ、施行期日で書いてある「この条例は、公布の日から起算して4年を超えない範囲内において規則を定める日から施行する」と書いてあるんですけど、今この話聞くと、令和9年の1月ということは、もう4年になりますよね。そういう基本計画のもとで、4年後開館する状況で、基本計画を変える形になるんですか。その辺がよく分からないんですけど、起算して4年を超えない範囲で規則で定めると書いているんですけど、これはどういう解釈すればいいんですか。

村田シティセールス課長 基本計画自体は変わりません。一緒です。その基本計画に基づいて、条例を現時点で策定しているんですが、先行公募した指定管理者の方に提案機能部分について提案していただきます。そのときに、条例とその提案機能部分がかい離している場合が、かい離とか内容が違っている場合がございますので、そういった違いが生じたときは条例を改正させていただきたいというものでございます。

岡山明委員 その話は先ほどもされていましてよね。指定管理者から、そういう状況であれば条例を改正するという話をされました。それが令和9年1月にこれが執行されるという状況ですね。そうすると、その時点で改正という状況になると、今4年前倒しでやるという、その趣旨が理解できないので、4年後につくるときに、そういう条例の施行をすればいいんじゃないかと。なぜ今この4年前に指定管理者も決めないといけない状況の中で、なぜ今条例を決めるのかということが理解が苦しいんですけど。そういう説明を頂けたら。

笹木慶之委員長 私のほうで少し整理しましょうね。あなた方の説明が、その部分に触れてないから、思い違いををすると思うんだけど、この条例はあくまで、4年を超えない範囲において規則で定める日から施行するということで、まだ動かないわけです。ところが、先行公募をして準備行為を起こすために、今これをつくるわけです。その準備行為した結果を、いずれも変更があるからまとめると。しかし、その間は、現在のきらら交流館条例が動くということです。だからそこを整理しておかないと、全然分からないようになってくるわけ。だから、本来であれば、きらら交流館があるから条例の一部改正をすればいいような感じだけど、目的がかなり変わってくるから新しい条例をつくられたと思うんだけどね。そこをはっきり言われなから、何かもやもやして、今のようになってくる。だから、あくまで今回は、この準備行為をするために、先行してこの規定を適用させようということですね。だから施行されてな

いけど準備行為をしますよということだよ。それをはっきり言わないからね。ということです、岡山委員。だから、これから提案があったものについては、この内容と逸脱したものがあれば、執行部で整理をして、条例改正もやぶさかでないということだけど、まだそれは分からない問題だから。余裕を持って考えないとしょうがないと思います。

岡山明委員 今の委員長の話聞くと、リニューアルしたときに条例も改正していくという話になりますよね。当然、可能性がありますよね。指定管理者との打合せが違ったという状況であれば、その時点で新たにそういう条例を申請するという——今ではなくて、令和9年に新たにそういう条例を設置するという考え方はないんですか。なぜ今なのか。4年後でいいんじゃないかと。

古川副市長 あくまでも、この条例は先ほど委員長が言われました準備行為をするための根拠条例が要るということで、今回制定するものです。準備行為の中で、この条例を少し改正することがあれば、またオープンする前に、今の条例を改正する可能性があるということです。これは可能性ですから、この条例がそのまま、4年後に施行されるかどうか分かりません。あくまでも、準備行為を行うために根拠条例が要ると。今の条例では根拠にならないということで、この条例を早い時期に制定させていただくということで御理解いただけたらと思います。

笹木慶之委員長 今、副市長からそういう説明がありました。よろしいですか。

前田浩司委員 準備期間ということで今回、条例を出されておるんですけども、第4条のところでは昔は教育関係の機関ということで、研修会とか講習会などの利用がありました。今後もし今までどおり、こういったことでもしてほしいとか、したほうがいいのかということがあれば、こういう内容の見直しも起こり得るということになるんでしょうか。

村田シティセールス課長 基本的に第1条と第4条につきましては、現行の基本計画を基に策定しておりますので、ここの部分を変えるということはありません。

前田浩司委員 先ほどの説明では、第1条で、周辺の住民の方の交流をというお話がありました。昔は地域の方の温泉の利用という表現もあったかと思うんですけども、この周辺住民というのは、どの辺の地域ぐらまでのことを考えておられるのか。少し失礼な質問なるかもしれませんが、よろしく願いいたします。

村田シティセールス課長 先ほども御説明したと重複するんですが、大体車で30分圏内の方を対象と考えております。

伊場勇委員 4条の(7)の地域資源との連携に関することは基本計画でも書いていますが、これは、竜王山公園、ガラス未来館、くぐり岩などで書いていますが、そのほかどういうところの資源という考え方を持ってもらっしゃるのか教えてください。

池田シティセールス課主幹 「など」のところでございますが、周辺施設につきましては、竜王山、それから竜王山公園がありまして、その中にオートキャンプ場もございます。それから、きららビーチ、きららガラス未来館、くぐり岩、ハマセンダンもございますし、山口東京理科大等もあります。その辺りと、いろいろ周辺との連携を組み合わせながら、このエリア一帯を盛り上げて活性化を図っていきたくと考えております。

伊場勇委員 地域資源として捉えるということも大事だと思います。今理科大とおっしゃっていたので、資源として考えていくということもわかりました。それでは別表に移るんですけども、今ある金額というのは、もちろんその公募で決まった民間事業者の方とのいろいろなやりとりもあるんですけど、今出されているもので、多目的室1、2、3と書いているの

は、今あるのはこれでいきたい。ただ、提案機能のところは結構大きい
ですよ。それについては、また新たに下に追加するという形なんでし
ょうか。

池田シティセールス課主幹 多目的室の数と料金を掲載させていただいておる
ところ。多目的室につきましては、概要版右下、こちらが二階部分
になるのですが、緑色で着色をされた部分が、基本計画で策定をされた
関係手続の場所と面積でございます。一応こちらの基本計画に基づきま
して、条例の多目的室の数、それから面積によって、料金を設定させて
いただいております。ただ、この多目的室につきましては、また今後、指定管理者からの提案でありますとか、基本設計の中で
変更があらうかと思っておりますので、変更があった場合につきましては、条
例の改正をまた御提案させていただくことになろうと思っております。また、
提案機能のところにつきましては、こちらの指定管理候補者からの提案
機能になります。提案内容によりましては、こちらの施設の使用料であ
りますとか備品の使用料も考えられます。もし、このようなことで追加
料金が発生するようなことがありましたら、併せて条例改正の御提案を
させていただくような形になると思っております。

岡山明委員 確認させてもらいたいんですけど、令和9年1月開設という話で
すけど、その間は全館休業ですか。今、条例をつくるとなると、途中で
一部開業とかなると、条例もいろいろ問題が出てくるでしょうから、令
和9年1月までは、全館休館という状況ですか。

村田シティセールス課長 全部休館でございます。

岡山明委員 4年近いですよ。これは、令和9年までは旧条例の形で施行さ
れるという状況——4年間地域の方々は使わないということですよ。な
ら交流館は使われないという状況で、この条例の中に、4年間休館
するというので、何か新たに改正するという部分は、今回の中にはな

いですか。

笹木慶之委員長 岡山委員、そういった問題は既に終わっています。遡るような話というのはね。それは元に戻るからね。それでは私から2、3お尋ねしますが、まず1点目は、第16条です。指定管理者が行う管理の基準というのがありますが、これは非常に重要なことになってくると思うんだけど、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従うんぬんということになっているわけです。これは先行公募のときには、当然視野に入れておかないといけないが、中身が分からなかったら、どうしようもないじゃないですか。例えば、規則はつくっているんですか。

池田シティセールス課主幹 現段階で、まだこの条例が制定をされておきませんので、具体的なところはつくってはいません。ただ、募集に当たりますと、詳しいところの内容も必要になってこようかと思っておりますので、その辺りは早急に対応させていただきたいと考えております。

笹木慶之委員長 そうすると、一応現行の案は持っておられるわけですね。だけど、まだ条例ができていないから、その発表に及ばないという解釈でいいですね。

池田シティセールス課主幹 おっしゃるとおりでございます。

笹木慶之委員長 この辺りは非常に重要なことになりますから、やっぱりチェックをかけるについては、いろいろな問題が出てくると思います。知らなかったということではいけないので、やっぱりよく整理しておかれたほうがいいと思いますね。今回は条例審査ですから、あまり事業審査で、どうこうということにならないように、注意しながら議論を進めていただきたいと思います。

宮本政志副委員長 この条例が制定されたら、従来のきらら交流館よりも更に

本市にとって、いい施設になるということでもいいですかね。それを確認したいんです。自信はありますよね。

古川副市長 はい、お見込みのとおりです。

笹木慶之委員長 分かりました。ありがとうございました。ほかにはございませんか。（「ありません」と呼ぶ者あり）では、ないようでしたら、以上で質疑を終わりたいと思います。討論はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、採決をいたします。議案第34号山陽小野田市きらら交流館条例の制定について賛成の方の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

笹木慶之委員長 全員賛成で可決すべきものと決しました。では、これで本件は終わります。次は、承認第2号に入りますが、暫時休憩しましょう。

午前11時36分 休憩

午前11時45分 再開

笹木慶之委員長 それでは、総務文教常任委員会を再開いたします。まず、承認第2号山陽小野田市税条例の一部改正に関する専決処分についてを議題といたします。執行部から説明を求めます。

大井税務課長 それでは、承認第2号山陽小野田市税条例の一部改正に関する専決処分についての概要を御説明させていただきます。今回の専決処分は、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布され、一部の規定を除き令和5年4月1日に施行されることから所要の改正を行ったものであります。お手元に参考資料として「山陽小野田市税条例

の一部を改正する条例及び山陽小野田市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分についての概要」をお配りしておりますので、これに沿って御説明いたします。今回の市税条例の改正の主な内容としては、大きく三つが挙げられます。一つ目は、中小事業者等の生産性向上や賃上げの促進に資する機械・装置等の償却資産の導入に係る固定資産税の特例措置の創設です。これは、地域決定型地方税制特例措置として市が特定割合を定めている「わがまち特例」で「(ゼロ)」と定めていたものを削除し、この度の地方税法の改正で、固定資産税で償却資産の特例として規定したものです。①中小企業等経営強化法に規定する本市の導入促進基本計画に適合し、かつ、労働生産性を年平均3%以上向上させるものとして認定を受けた中小事業者等の先端設備等導入計画に記載された一定の機械・装置等であって、生産・販売活動等の用に直接供されるものを令和5年4月1日から令和7年3月31日までに取得した場合に係る固定資産税について、特例割合を取得価格の「2分の1」とし、適用期間は「3年間」となっています。②中小事業者等が国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、先端設備等導入計画で認定された申請日の属する事業年度又は翌事業年度の雇用者給与等支給額の増加割合を、当該申請日の属する事業年度の直前の支給額と比較して、1.5%以上とすることを同計画に位置づけるとともに、これを労働者に表明したことを証明する書類を同計画に添付して本市の認定を受けた場合、令和5年4月1日から令和6年3月31日までに取得したものについては、特例割合を取得価格の「3分の1」とし、適用期間は「5年間」となっています。また、令和6年4月1日から令和7年3月31日までに取得したものについては、特例割合を取得価格の「3分の1」とし、適用期間は「4年間」となっています。二つ目は、固定資産税の税負担軽減措置です。地方税法において、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税額の減額措置の創設です。マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づき、マンションの管理に関する計画が都道府県等の長により認定され、又は都道府県等からマンションの管理の適正化を図るために必要な助言もしくは指導を受けて長期修

繕計画を適切に見直した場合において、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に長寿命化に資する大規模修繕工事を行い、当該マンションの区分所有者は、マンション管理士等が発行した証明書等を添付し、工事後3月以内に市町村に申告した場合に限り、工事が完了した年の翌年度分の固定資産税について、当該マンションの家屋に係る固定資産税額（1戸あたり100平方メートル相当分まで）の3分の1を参酌して6分の1以上2分の1以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とすることとされました。これは、地域決定型地方税制特例措置として市が特定割合を定めるもので、いわゆる「わがまち特例」の規定になりますが、山陽小野田市では、関係課である建築住宅課の意見も参考にし、現在の状況から参酌基準以外とする特段の理由はないとして、参酌規定の3分の1と規定しています。なお、県内13市全てが参酌規定の3分の1を採用しています。3つ目は、軽自動車税（種別割）に係るグリーン化特例の適用期限の延長です。これは、種別割において講じている燃費性能等に優れた軽自動車（新車に限る。）を取得した年度の翌年度分の税率を軽減する特例措置、種別割のグリーン化特例適用期限の延長をするものです。適用期限は、電気自動車、天然ガス自動車等及びガソリン車、ハイブリット車で2030年度燃費基準90%達成かつ2020年度燃費基準達成車のうち営業用乗用車が3年延長され、令和5年4月1日から令和8年3月31日となっております。ガソリン車、ハイブリット車で2030年度燃費基準70%達成かつ2020年度燃費基準達成車のうち営業用乗用車が2年延長となり、令和5年4月1日から令和7年3月31日となっております。なお、軽減率は、電気自動車、天然ガス自動車等が75%軽減で、ガソリン車、ハイブリット車については、達成している燃費基準に応じて25%か50%軽減されます。その他の改正として、平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を規定している附則第10条の4及び平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例を規定している附則第10条の5については、令和3年度分及び令和4年度分であったものを令和5年度分及び令和6年度分と期間を2年間延長するものです。次に附則第10条の6に

については、令和2年7月豪雨災害により住宅が滅失・損壊した場合、被災日の属する年の1月1日を賦課期日とする年度分の固定資産税、都市計画税について住宅用地の特例が適用されていれば、被災後に住宅用地として使用することができない事情を申告することにより、住宅用地とみなして固定資産税、都市計画税の課税標準の特例を最長2年間適用するのを、被災市街地復興推進地域については、4年間に延長するものです。なお、ここで言う住宅用地の特例とは、住宅等の敷地で200平方メートル以下の部分の小規模住宅用地では、固定資産税の課税標準額が6分の1に、都市計画税の課税標準額が3分の1に減額され、住宅等の敷地で20平方メートル（後刻「200平方メートル」に訂正）を超える部分の一般住宅用地では、固定資産税の課税標準額が3分の1に、都市計画税の課税標準額が3分の2に減額されるものです。また、第46条、第48条及び第50条における様式の追加については、令和5年度から地方税共同機構を通じて収納できる税目として「固定資産税・都市計画税」、「軽自動車税（種別割）」等が拡大されることから、これに合わせて、新たに「QRコード」と「eL番号」を納付書に印刷し地方税共同機構が実施するeL TAX（地方税共通納税システム）による電子納税に対応するためのものです。その他としては、固定資産税等に係る特例措置の廃止及び期間の延長や法改正による条ズレ、項ズレに対応するものです。説明は以上となります。御審査の程、よろしくお願いいたします。

笹木慶之委員長 説明が終わりましたので、委員の質疑を求めます。

伊場勇委員 資料の3（1）のアなんですけれども、特例割合を定めてわがまち特例がゼロであったものを削除ということなんですけど、わがまち特例でゼロと定めることが、この法律の改正でできなくなったという解釈ですか。

大井税務課長 今まではゼロと定めていたものを、今回地方税法で直接規定さ

れたので、今回ゼロを削除するものです。

伊場勇委員 わがまち特例で定めることができなくなったという解釈でいいですね。

大井税務課長 そのとおりでございます。

伊場勇委員 分かりました。これによつての影響額はどの程度を見込まれているか、分かれば教えてください。

大井税務課長 影響額につきましては、ほぼないかと。商工労働課で6月に条例改正されて、この部分についての条例が制定されます。そうすると期間が延長されて、若干、特例割合は下がりますが、特例はまだ継続されていくものもあります。件数も少ないようですので、影響額はそんなにはないかと思ひます。具体的な数字はここでは分かりません。

笹木慶之委員長 12時を過ぎますが、途中ですので、本件については継続したいと思ひます。よろしいですね。私からも申し上げておきますが、やっぱり税の影響額を早くつかまないと、どのように動くかは非常に重要なことですからね。だから、あんまり、とかという言葉ではなく、そういったものをつかむように努力してもらいたいと思ひますが、どうでしょうか。

大井税務課長 説明足らずですみません。令和5年3月31日までに適用になっていたものは継続されます。4月1日以降については新しい条例の新しい特例割合になります。

宮本政志副委員長 今、適用が変わらないとか、件数も変わらないとか、数字を持ち合わせてないとおっしゃったけど、改正される前の現状を知りたかつたんですけどね。今後はそんなに変わらないと。今後の見通しも聞

こうと思ったんですけど、現状該当する中小企業者はどれぐらい本市におられますか。

大井税務課長 先ほどの先端設備等導入計画については、関連する条例を商工労働課で定めております。各企業がその条例に基づいて計画を出して、合致するというので、商工労働課サイドが認定すれば、税務課に該当品目が来て、適用されることとなります。現在は新しいものについては、提出され次第、内容を審査していくという形になります。

宮本政志副委員長 それと、イの長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションは市内で該当しそうなのは大体どれぐらいあるんですか。

大井税務課長 現在、市内に11棟マンションが存在しております。20年間経過しているマンションについては、3棟になります。

宮本政志副委員長 そうすると、括弧の中に築20年以上経過して大規模修繕工事を過去1回行っている10戸以上のマンションであることと書かれているのは、そういう意味での11棟ではなくて、この括弧の中の内容に該当するのが市内にどれぐらいあるかと今お聞きしたんですけど、答弁がそうではなかったね。もう1回詳しく聞いていいですか。

大井税務課長 今、該当する10戸以上あるマンションが11棟。そのうち、20年経過しているのが3棟です。

宮本政志副委員長 次にウです。自動車環境性能の関係で、3年延長するのは本市で該当するのは大体何台ぐらいありますか。

大井税務課長 該当の数字を今、手元に持ち合わせておりません。すみません。

宮本政志副委員長 今からの時代はどんどんこういうのが進んでいくでしょう

けどね、推移はどうですか。

大井税務課長 今回認められたのが自家用車ではなく、営業用になりますので、台数的にはそこまでは多くないかなと。

宮本政志副委員長 これは議案審査なんで、営業車であろうと1台であろうと少なからうとできれば大体何台あるかをあとで教えていただけたらと思います。次に、エの固定資産税、その他のところで20平方メートルどうこうとおっしゃったけど、その辺りもう1回お聞きしていいですか。

大井税務課長 すみません。200平方メートルで訂正させてください。

笹木慶之委員長 20平方メートルを200平方メートルに訂正ということですね。私から1点、エについて、いろいろと課長が説明されたけど、私どもがもらっている資料では全く分かりません。ある程度税法は頭に入っているつもりだけど、早口で説明されるからよく分からない。やっぱりこういう資料は、もう少し委員が分かりやすいものを出してもらいたいなと思うんだけど、どうでしょうか。

大井税務課長 次回から気を付けます。

宮本政志副委員長 今回、この条例を改正されて、市の税収がうんぬんという影響はないかな。

大井税務課長 先ほどのマンションなど、いろいろ特例等がありますが、本市ではほぼ該当するものがないので、大きな影響はありません。

宮本政志副委員長 仮に該当する件数が増えて、税収が減少した場合は交付税のような形で補填というのはあるんですか。

大井税務課長 税収が減れば当然交付税の算定があります。理論上となりますが4分の3は国が交付税の算定をしていただけます。

笹木慶之委員長 ほかにございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑がないようでしたら質疑を終えます。討論を行います。討論はありませんか。ないようでしたら、これより承認第2号山陽小野田市税条例の一部改正に関する専決処分について、採決いたします。本件に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

笹木慶之委員長 全員賛成で承認すべきものと決しました。お疲れ様でした。それでは、承認第3号山陽小野田市都市計画税条例の一部改正に関する専決処分についてを議題といたします。執行部から説明を求めます。

大井税務課長 承認第3号山陽小野田市都市計画税条例の一部改正に関する専決処分について、概要を御説明させていただきます。先ほど申し上げましたとおり、今回の専決処分は、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布され、一部の規定を除き令和5年4月1日に施行されることから所要の改正を行ったものであります。市税条例等の一部改正の説明の際に使用した「専決処分についての概要」に沿って御説明いたします。今回の都市計画税条例の改正の主な内容としては、都市計画税の税負担軽減措置です。固定資産税と同様に都市計画税においても、バス事業者が路線維持に取り組みつつEVバスを導入する場合における変電・充電設備等に係る土地の課税標準の特例措置として、5年度間はその取得価格に3分の1を乗じて得た額と規定しています。その他、法改正による項ズレに対応するものです。説明は以上となります。御審査の、よろしくお願いいたします。

笹木慶之委員長 委員の質疑を求めます。

伊場勇委員 バス事業者について、本市には関係あるところがあるんですか。

大井税務課長 具体的に言っているのか分かりませんが、船木鉄道株式会社などバス事業者はあります。商工労働課サイドに確認いたしましたら、今のところ電気バスを導入する計画はないそうです。

笹木慶之委員長 ほかにございませんか。（「ありません」と呼ぶ者あり）ないようでしたら、これで質疑を終わります。それでは討論を行います。討論ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは採決いたします。承認第3号山陽小野田市都市計画税条例の一部改正に関する専決処分について、採決いたします。本件賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

笹木慶之委員長 全員賛成で承認すべきものと決しました。お疲れ様でした。以上で委員会を終了いたします。

午後0時10分 散会

令和5年（2023年）5月17日

総務文教常任委員長 笹木慶之